

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>平成30年度からの国保制度改革により、県が国保財政運営の責任主体として実施することになったため、当該業務を岐阜県国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託するもの</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>納付金等の算定に当たっては、国から「県自らが算定業務を行う方式」と「国保連合会に委託する方式」が示されているため、納付金等の算定を行えるのは、県又は国保連合会に限られている。</p> <p>また、納付金等の算定においては、国保中央会が開発した納付金等算定システムを活用するが、このシステムは県と国保連合会にしか設置されていない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>次の理由から、国保連合会が納付金等の算定を行うことが適當と判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な経験や専門知識を有しており、継続的に、正確かつ緻密な業務が可能。 ・データ保全、セキュリティレベルが高い。 ・納付金等算定システムの開発者である国保中央会との情報共有が容易であり、制度改正やシステム改修等に迅速な対応が可能。 ・国保連合会が保有するデータを活用することで、県及び市町村の双方において、納付金等算定業務に必要なデータ作成、集約及びエラーチェック等の事務の負担が軽減する。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。